

ブライトこども園 安城桜町 運営規程

(施設の目的)

第1条 ブライトこども園 安城桜町（以下、「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とし、この規程は、その施設の運営について重要事項に関する事項を定める。

(施設の運営方針)

第2条 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及びこども子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園 ブライトこども園 安城桜町
施 設 の 所 在 地	安城市桜町7番14号

(提供する教育及び保育の内容)

第4条 本園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

- (1) 教育及び保育の提供
- (2) 給食の提供
- (3) その他教育及び保育にかかる行事等
- (4) 延長保育事業

(子育て支援の内容)

第5条 本園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 本園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 本園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本園が教育及び保育を提供するに当たり、職員の職種及び員数は次のとおりとする。ただし、員数は認定こども園法その他の関係法令に定める基準を下回らない人数とする。

職 種	員数
園長（常勤）	1名
保育教諭	19名以上
調理員	2名以上
医師（嘱託医）	1名
歯科医	1名
薬剤師	1名
保育補助※1	必要数
その他職員※2	必要数

※1 保育補助の職務は保育教諭の補助を行い保育教諭の業務負担軽減を行う。

※2 その他職員は認定こども園法その他の関係法令に定めるところによる。

2 前項で定める職員の職務は、認定こども園その他の関係法令に定めるところによる。

(学年及び学期)

第7条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期	4月1日 から 8月31日 まで
第2学期	9月1日 から 12月31日 まで
第3学期	1月1日 から 3月31日 まで

(教育及び保育を提供する日)

第8条 教育及び保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）及び12月29日から1月3日までを除く。

開所曜日	2・3号	日・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	
開所時間 (延長保育)	2・3号	平日	7:15 ~ 18:15 (~20:00)
		土曜日	7:15 ~ 18:15 (~20:00)
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	8:15 ~ 16:15

2 子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

開所曜日	1号	日・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・土	
開所時間 (延長保育)	1号	平日	8:15 ~ 14:15 (~16:15)
		土曜日	(保育を必要とする園児以外の園児)
休園日	1号	夏季休業	7月21日~8月31日
		冬期休業	12月28日~1月7日
		学年末休業	3月25日~3月31日
		学年始休業	4月1日~4月7日
		その他	園長が必要と認めた日

3 本園は前2項の規定に関わらず、教育及び保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に教育及び保育を提供することがある。

(教育及び保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

幼稚園コース

1号		新2号・3号	
提供する曜日	月曜日～金曜日	提供する曜日	月曜日～土曜日
教育時間	8:15～14:15	教育時間	8:15～14:15
早朝預かり	-	早朝預かり	7:15～8:15
延長預かり	14:15～16:15※	延長預かり	① 14:15～16:15
			② 16:15～18:15
			③ 18:15～19:00
			④ 19:00～20:00
休業日	土日祝・年末年始・長期 休暇期間	休業日	日祝・年末年始

※ご事情がある場合 20:00 まで預かり可

保育園コース

2・3号	
提供する曜日	月曜日～土曜日
保育時間	<標準> 8:15～18:15 <短時間> 8:15～16:15
早朝預かり	7:15～8:15
延長預かり	② <標準> 16:15～18:15 <短時間> 16:15～18:00
	③ <標準> 18:15～19:00 <短時間> 18:00～19:00
	④ 19:00～20:00
休業日	日祝・年末年始

※幼稚園コースの預かり保育及び保育園コースの利用時間は必要に応じ承諾する。

(利用者負担額等の受領)

第10条 本園は、安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により、利用する子どもの居住する市町村が定める額の利用負担額を利用する子どもの保護者から徴収する。

- 2 本園は、前項に定めるほか、教育及び保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる経費について、別表のとおり設定し、その支払いを利用者から受けるものとする。
- 3 本園は、前 2 項に定めるほか、教育及び保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを保護者から受けることがある。
- 4 利用者負担額は登園日数に関わらず月の初日に在籍していた場合は、その月の全額の支払いを保護者から受けるものとする。

(利用定員)

第 11 条 本園の利用定員は、法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

認定区分		利用定員
1号認定子ども		6人
2号認定子ども		75人
3号認定子ども	満1歳以上	44人
	満1歳未満	15人

(利用の開始、終了に関する事項)

第 12 条 本園への入園をする時は、本園が定める所定の手続きを要する。

- (1) 幼稚園コースについては、満三歳以上で教育を必要とする、小学校就学前の子どもを対象とする。入園希望者が定員を上回る場合は、本園の建学の精神に基づき選考を行う。
- (2) 保育園コースについては、安城市の行う利用調整を経て、施設長が入園を決定する。
- (3) 特別な配慮が必要な子どもの入園については、関係機関と協議して適否を判断する。

2 園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる保育の提供を終了することとする。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、法第 19 条第 2 号及び第 3 号に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) 保護者が保育料等の滞納を故意に行っていると本園が判断したとき
- (3) 前号のほか、本園の利用を継続することが困難な事由があるとき。

(緊急時等の対応方法)

第 13 条 本園の職員は、現に教育及び保育の提供を行っているときに園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

医療機関の名称	のむらこどもクリニック
医師名	野村 武雄
所在地	安城市桜井町貝戸尻 3 6 番地 1
電話番号	0566-99-0808
医療機関の名称	みどり歯科医院
医師名	吉岡 茂
所在地	安城市緑町 1 丁目 3 4 番地 8 ルネスミドリ 1 0 1
電話番号	0566-89-1387

2 本園では、損害賠償制度として「ほいくの保険」に加入するものとする。

加入している保険・共済制度の種類	ほいくの保険
対象となる保険事故の内容	園賠償責任保険・園児団体傷害保険
保険金額	死亡・後遺障害 250 万円、入院保険金日額 3,000 円、 通院保険金日額 2,000 円 対人 1 名 1 事故 10 億 円、対物 1 事故 1,000 万円

(非常災害対策)

第 14 条 本園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 本園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1 回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 本園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

<p>暴風警報発令時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・午前 6 時まで解除された場合 …登園できます ・午前 6 時まで解除されない場合 …休園となります。 ・登園後に発令された場合 …閉園となります。お迎えをお願いします。
<p>避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告・避難指示(緊急) 特別警報発令時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風警報発令時と同様の対応となります。 ・解除されるまで休園となります。 ・登園後に発令された場合は避難所まで避難させます。速やかに迎えに来てください。
<p>避難訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、火災の訓練を毎月 1 回行っています。
<p>非常災害用備蓄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料…1 人あたり 3 食分を備蓄しています。 ・水…1 人あたり 1.5L を備蓄しています。

(防犯及び事故防止)

第 15 条 本園は、園児の安全を確保するため、玄関はオートロックで常時施錠するものとする。開錠はカメラ付きインターホンにて、氏名と顔を確認し開錠する。また、当園は防犯カメラで園の周辺を監視・記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

また、虐待の疑いが見受けられる場合、保護者の同意を得ずに児童相談所に通報するものとする。

(秘密保持)

第 17 条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第 18 条 本園は、その提供した教育及び保育に関する園児又は園児の保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

当 園 苦 情 相 談 窓 口	苦情解決責任者 園長 苦情受付担当者 主幹保育教諭
第 三 者 委 員	細萱 大祐 (株式会社ピスタ代表) 深澤 知子 (監事) 名古屋市中区栄 3 - 1 4 - 7 電 話 0 5 0 - 6 8 6 8 - 4 8 4 6 (細萱) 0 5 2 - 2 6 5 - 0 1 9 0 (深澤) F A X 0 5 2 - 2 6 5 - 0 1 9 1 <受付> 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (土日祝、年末年始を除く)

(記録の整備)

第 19 条 本園は、園児に対する教育及び保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 教育及び保育の提供に当たっての計画
- (2) 教育及び保育にかかる必要な事項の提供の記録
- (3) 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成 26 年内閣府令第 39 号)」第 19 条に規定する市町村への通知にかかる記録
- (4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 本園は、その事業の運営に当たっては、安城市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 23 日安城市条例第 17 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】

＜利用に関わる費用＞

- ① 利用料・・・3号認定児（保育園コース0～2歳児）は安城市の基準に準じる
- ② 利用料以外の費用（用品購入費、給食費、教育活動費、行事費、延長利用料）

	幼稚園コース		保育園コース	
	1号	新2号	2号	3号
給食費	7,500円			—
教育活動費	150円			—
行事費	遠足・課外活動・卒園アルバムなどにかかる実費			

ゆうちょ銀行の口座より自動引き落としとなります。毎月、引き落としのご案内を保育園にてお渡し致します。
 ※当園では、引き落とし手数料の安いゆうちょ銀行を、引き落とし口座としてお願いしております。

■利用料無償化と延長利用料（月額）■

- ① 無償化の対象・・・幼稚園コースの方、0歳児～2歳児までの市民税非課税世帯の方
- ③ 無償化の範囲・・・下記表に準ずる。 ※延長利用料、給食費等については無償化の対象外

幼稚園コース	1号	新2号	保育園コース	2号		3号			
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
7:15~7:30	2,600	2,600	保育料 無償化	保育標準時間	1,000	保育標準時間	1,000		
7:30~8:15		※償還払い			500		500		
8:15~14:15	保育料無償化				8:15~14:15		保育料	保育料	
14:15~16:15	4,000	4,000			14:15~16:15		無償化	保育料	保育料
16:15~18:15	4,700	4,700			16:15~18:15		1,500	1,500	1,500
	※償還払い	※短時間は 16:15~18:00							
18:15~19:00	750	750	18:15~19:00	1,000	1,000	1,000	1,000		
			※短時間は 18:00~19:00			※10.5時間コースの場合、18時~19時			
19:00~20:00	1,000	1,000	19:00~20:00	1,000	1,000	1,000	1,000		

<用品購入について>

金額は令和6年1月時点の内容です。金額は変更になる場合があります。

購入していただく用品（有限会社どろんこの専用サイトにてご注文をお願い致します。）								
	品目	価格(税込)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1	連絡帳	¥440	○	○	○	○	○	○
2	カラー帽子（たれ付き）	¥1,200		○	○	○	○	○
3	名札	¥115				○	○	○
4	サブバッグ	¥561	○	○	○	○	○	○
5	はさみ	¥490				○	○	○
6	お道具箱	¥500				○	○	○
7	のり	¥264				○	○	○
8	クレヨン(16色)	¥650				◎	○	○
9	自由画帳	¥350				◎	○	○
10	スモック	¥1,700				○	○	○
11	鍵盤ハーモニカ	¥7,260					○	○
12	学習ノート	せんあそび・もじあそび ¥388 ひらがなとすじ ¥419				せんあそび ◎	もじあそび ◎	ひらがなとすじ ◎
13	園かばん	¥3,800				○	○	○
購入していただく用品（園にてご注文をお願い致します。）								
14	冬制服	¥7,480				○	○	○
15	体操服（上：長袖）	¥3,080				○	○	○
16	体操服（上：半袖）	¥2,431				○	○	○
17	体操服（下）	¥1,870				○	○	○
オプション（ご希望の場合、園にてご注文をお願い致します。）								
18	夏制服	¥6,171				☆	☆	☆
19	制服ボタン	¥110				☆	☆	☆

ブライトこども園 安城桜町における
重要事項に関する同意書兼契約届

当園における教育及び保育の提供を開始するに当たり、「ブライトこども園 安城桜町 運営規程」に基づき重要事項の説明を行いました。

ブライトこども園 安城桜町

園長 外田 喜美子

私は、「ブライトこども園 安城桜町 運営規程」に基づいてブライトこども園安城桜町から重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :